

徳島県公安委員会規則第三号

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月五日

徳島県公安委員会委員長 森 秀 司

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則

徳島県警察組織規則（昭和四十三年徳島県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「企画課」の次に「留置管理課」を加え、「教養課」を削り、同条第四項中「留置管理室」を「人材育成推進室」に改める。

第三条の二第十号を削る。

第五条第一項第八号から第十号までを次のように改める。

八 職場教養に関する事。

九 学校教養に関する事。

十 術科教養に関する事。

第五条第一項第十号の次に次の三号を加える。

十一 警察教養施設の使用管理に関する事。

十二 警察機関誌の編集に関する事。

十三 前各号に掲げるもののほか、部内の連絡調整に関する事。

第五条第三項を次のように改める。

3 人材育成推進室は、第一項に掲げる事務のうち第八号から第十二号までの事務をつかさどる。

第五条の二の次に次の一条を加える。

（留置管理課）

第五条の三 留置管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 留置施設の管理並びに被留置者の処遇及び護送に関する事。

二 留置施設視察委員会に関する事。

第六条に次の一号を加える。

四 苦情の取扱い（第三条第一項第二号に属するものを除く。）に関する事。

第七条を削り、第七条の二を第七条とする。

第十条の三第一号中「子ども」を「子供」に改める。

第十六条第一項中「二隊」を「一隊」に改め、「交通機動隊」を削る。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十八条第三項の表以外の部分中「留置管理室」を「人材育成推進室」に改め、同項の表留置管理室の部を次のように改める。

	人材育成 推進室長	上司の命を受けてその所掌に属する 事務を掌理する。	警視又は警察官 以外の警察職員
上席師範	術科教養の指導に関する事務を処理		警察官以外の警

人材育成推進			
師範	室長補佐	指導官	
する。	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	上司の命を受けて高度な知識又は経験を必要とする事務を処理する。	する。
警察官以外の警察職員	警部	警部	察職員

第二十八条第四項の表企画課の部の次に次のように加える。

留置管理課	留置管理調査官	留置管理の企画及び指導に関すること。	警部
-------	---------	--------------------	----

第二十八条第四項の表教養課の部、同表地域課の部地域指導管理官の項、同表通信指令課の部通信指令管理官の項、同表少年女性安全対策課の部少年事件管理官の項及び同表生活環境課の部生活経済・環境事犯捜査管理官の項を削り、組織犯罪対策課の部に次のように加える。

組織犯罪対策調査官	組織犯罪対策の企画及び指導に関すること。	警部
-----------	----------------------	----

第二十八条第四項の表鑑識課の部鑑識管理官の項、交通規制課の部交通規制管理官の項及び交通指導課の部交通捜査管理官の項を削り、運転免許課の部交通聴聞官の項中「及び」を「及び」に、「並びに意見の聴取並びにその不服の申立て」を「意見の聴取及び不服申立て」に改め、同部講習管理官の項を削る。

第三十一条の表課長の項の次に次のように加える。

課長代理	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部
------	----------------------	----

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。